平成２２年（フ）第４４４号
徳島県徳島市川内町上別宮東33番地、旧住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島107番地15
債務者　大城　美恵（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６３号
徳島県徳島市新浜町３丁目１番41号
債務者　小村しのぶ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６６号
徳島県徳島市庄町５丁目21番地の１　森井ビル201号
債務者　鈴木　鉄也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６９号
徳島県板野郡松茂町広島字北川向四ノ越23番地８　夢夢タウンＢ棟、旧住所徳島県小松島市小松島町字北浜191番地　クレセント北浜Ｃ－１号
債務者　富田　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７７号
徳島県板野郡板野町黒谷字下原12番地６
債務者　清水　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８１号
徳島県板野郡上板町西分字松木６番地１　八坂団地19号室
債務者　上原　慎二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９１号
徳島市庄町１丁目14－６　パークハイツ403号、住民票上の住所徳島市庄町１丁目46番地の４
債務者　藤田まみい
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29番地４　福島県ひばり寮
債務者　長谷川光孝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
福島県いわき市平下荒川字中剃77番地の65
債務者　早川　嘉一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２４６号
福島県いわき市平下荒川字中剃77番地の65
債務者　早川　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８２１号
愛知県春日井市柏井町７丁目７番地５　レオネクストメゾン柏井101号
債務者　永山隆こと　崔　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８９号
名古屋市南区本星崎町字寺坂748番地の１
債務者　江崎布記子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５１号
名古屋市緑区相原郷１丁目2607番地の２　本多荘Ａ棟102号
債務者　宮本カナコこと　宮本嘉代子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８７号
神戸市須磨区大田町５丁目３番33号、住民票上の住所神戸市須磨区大田町６丁目４番４号
債務者　川島　寛之
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９１号
神戸市兵庫区小河通４丁目２番16号神谷マンション401、従前の住所神戸市長田区梅ケ香町１丁目12番13号
債務者　新實　弥生
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１６号
神戸市須磨区北町３丁目２番11号
債務者　水田　稔重
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４９号
神戸市長田区丸山町２丁目２番５号
債務者　永野　　進
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで神戸地方裁判所第３民事部